指定給水装置工事事業者の事業の廃止

水道法(昭和32年法律第177号)第25条の7の規定により、次の指定給水装置工事事業者から事業の廃止の届出があったので、長生郡市広域市町村圏組合水 道部指定給水装置工事事業者規程第10条第3号の規定により公示する。

公示日:令和3年4月30日

指定番号	名称	住所		給水区域において給水装置工事の事業を行う事業所 の名称及び所在地		廃止年月日
				名称	所在地	
35	有限会社薦田鉄工所	千葉県長生郡一宮町 一宮2926番地	薦田 祐一	有限会社薦田鉄工所	千葉県長生郡一宮町 一宮2926番地	令和3年4月26日